

(様式1)

## 指定申請書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市港北区長

申請者 所在地  
団体名  
代表者役職・氏名

次のスポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名： 横浜市港北スポーツセンター )

(A4)

## 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

団体名 \_\_\_\_\_

## 1 基礎単価

	基礎単価 (円)
正規雇用職員等	
臨時雇用職員等	

※一人一年あたり

## 2 雇用形態別の配置予定人数

	配置予定人数 (人)				
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
正規雇用職員					
臨時雇用職員					

## 3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、下の欄に理由をご記入ください。

(記入例)

正規雇用職員について、○年度のみ配置人数が多いのは、区制 100 周年に合わせて通年で様々なイベントを行うために、人員を増やして対応しようと考えているためです。

臨時雇用職員について、前半の○年度に比べて残りの○年度の人数が少ないのは、職員のノウハウが蓄積されることにより業務が効率化され、配置人数もスリム化できると考えているためです。

(様式2)

団体の概要

(令和 年 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	( )			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒			
設立年月日	年	月		
沿革				
事業内容等				
財政状況 ※直近3か年 の事業年度分	年 度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	( )		
	部署・職名			
	電話番号		FAX	
	E-mail			
特記事項				

### 共同事業体の結成に関する申請書

(申請先)  
横浜市港北区長

(申請者)  
共同事業体の名称 \_\_\_\_\_  
共同事業体代表団体 所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

横浜市港北スポーツセンターの公募に参加するため、公募要項に基づき、次のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

### 共同事業体の結成に関する協定書

目的		
名称		
事務所所在地		
構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	商号又は名称	
	所在地	
	商号又は名称	
代表団体	所在地	
	商号又は名称	

代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係において共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限
結成及び解散	当共同事業体は、令和 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
業務遂行及び債務の履行についての責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行、及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはしません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

令和 年 月 日

代表団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 ⑩

構成団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 ⑩

構成団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 ⑩

## 共同事業体連絡先一覧

共同事業体名

〔代表構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

事業協同組合等構成員表

1 事業協同組合等
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

2 担当組員
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

3 担当組員
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

4 担当組合員以外の組合員		
所 名	在	地 称
所 名	在	地 称
所 名	在	地 称
所 名	在	地 称
所 名	在	地 称
所 名	在	地 称

(備考) 指定管理者としての業務を行う組合員は、すべて「担当組合員」として記載してください。

記入欄が足りない場合は、本様式に準じた様式を作成してください。



## 欠格事項に該当しない宣誓書

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市港北区長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

当団体は、横浜市港北スポーツセンターの指定管理者への応募に際し、応募資格を満たすとともに次の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

### 《欠格事項》

- 1 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- 2 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入への必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないこと
- 3 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- 4 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- 5 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- 6 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- 8 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- 9 次のうち、当団体の応募形式に関する事項について、該当していること
  - (1) 共同事業体として応募している場合
    - ア 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと
    - イ 当該共同事業体の構成団体が港北スポーツセンターの指定管理者の選定に単体又は2以上の共同事業体の構成団体として応募していること
  - (2) 中小企業等協同組合として応募している場合
    - ア 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」を提出することができないこと
    - イ 当該中小企業等協同組合の担当組合員が港北スポーツセンターの指定管理者の選定に単体又は2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していること

## 横浜市税の納付状況調査の同意書

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市港北区長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

当団体は、横浜市が横浜市港北スポーツセンターの指定管理者選定等に伴い、次の事項を行うことに同意します。

1 指定管理者選定時及び指定期間中の毎年度、次の税目の納付状況の調査を行うこと

- (1) 市民税・県民税（特別徴収分）
- (2) 法人市民税
- (3) 事業所税
- (4) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (5) 固定資産税（償却資産）

2 当団体が複数の施設の指定管理者選定に応募している場合又は指定管理者となっている場合、1の調査結果を関係する施設所管課間で共有すること

【必要事項記入欄】※いずれかを選択し、必要事項を記入してください。

法人番号有り

法人番号	
------	--

法人番号無し

(フリガナ) 事業者名	
事業所住所	
(フリガナ) 代表者名	

【その他】

横浜市税の手続において、通知等送付先の登録が団体の住所と異なる場合は、下記も御記入ください。

通知等送付先	
--------	--

【担当者連絡先】

(フリガナ) 氏名	( )		
部署・職名			
電話番号		FAX	
Email			

(様式6)

法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市港北区長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を、直近5か年の事業年度において実施していないことを宣誓します。

## 労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市港北区長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

横浜市港北スポーツセンターの指定管理者選定にあたり、次の事項のうち□欄にチェックしたものについて申し出ます。

なお、今後、各種保険の加入義務が生じた場合には、直ちに手続を行うとともに、横浜市に報告します。

### 1 労働保険（労災保険・雇用保険）について、次の理由により加入の必要はありません。

#### □(1) 労災保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例:〇〇労働基準監督署〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

#### □(2) 雇用保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例:〇〇公共職業安定所〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

### □2 健康保険について、次の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例: 〇〇年金事務所〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

### □3 厚生年金保険について、次の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例: 〇〇年金事務所〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

※必ず「理由」も記入してください。

**【問合せ先】**

○労働保険（労災保険・雇用保険）について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（労働基準監督署）所在地一覧」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

○健康保険及び厚生年金保険について

日本年金機構のホームページより、「全国の相談・窓口一覧」をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

応募団体名：

(様式8)

評価基準加点項目に係る申出書

指定管理者公募要項中、評価基準に規定する加減点項目において、以下の項目について加点を希望するため、必要書類を添付し提出します。

- 1 市内中小企業等（申請日時点の状況で判断してください。）

【添付資料】 不要

- 2 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況

- (1) 障害者法定雇用率の達成状況（申請直前の6月1日現在の状況で判断してください。）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。

※ 法定雇用率を超える場合に加点対象となります。障害者雇用率算定の結果、法定雇用率(2.50%)と同値の場合には、加点対象外です。

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある場合：  
障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し（申請日の直近の6月1日現在の職業安定所の受付印が確認できるもの\*）
- ②上記①以外の場合：障害者雇用率（実雇用率）が2.50%を超えていることを確認するため、別紙の障害者雇用計算表を作成のうえ、提出してください（申請日の直近の6月1日現在の状況を記載してください。）。

- (2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進（申請日時点の状況で判断してください。）

- ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定  
(従業員101人未満の場合のみ加算対象)

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。（いずれの場合も労働局の受付印が確認できるもの\*）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第1項に規定されたもの）
- ・「一般事業主行動計画作成・変更届（一体型）」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第2項に規定されたもの）

- イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定  
(従業員101人未満の場合のみ加算対象)

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。（いずれの場合も労働局の受付印が確認できるもの\*）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（女性活躍推進法第8条第1項に規定されたもの）
- ・「一般事業主行動計画作成・変更届（一体型）」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第2項に規定されたもの）

※電子申請で提出した場合は、受領がわかる画面データを添付してください。

- ウ ①次世代育成支援対策推進法による認定（「くるみん」、「トライくるみん」又は「プラチナくるみん」の認定）、②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」の認定）又は③「よこはまグッドバランス企業」の認定【①から③のうち、いずれか1項目を満たせば加点対象】

【添付資料】

加点対象となる認定項目に係る認定証の写し（「よこはまグッドバランス企業」の認定においては請日時点において認定期間内となっているものに限る。）

【注意事項】

- ・加点対象となる項目に「」を記入してください。
- ・応募団体がJV（共同事業体）の場合は、代表企業の該当の状況により判断してください。

応募団体名：

(様式 8-2)

### 障害者雇用計算表

障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が 2.50%を超えていることを確認するため、次の障害者雇用計算表に必要事項を記入のうえ、提出してください。

障害者雇用計算表（申請日の直前の 6 月 1 日現在の状況を記載してください。）

常用雇用労働者数 (A) ※短時間労働者を除く		人
短時間労働者数 (B)		人
算定基礎労働者数 (C) : $[A + (B \times 1/2)]$		人
常用の障害者雇用数	重度の身体・知的障害者数 (D)	人
	D 以外の身体・知的及び精神障害者数 (E)	人
短時間の障害者雇用数	重度の身体・知的障害者数 (F)	人
	F 以外の身体・知的及び精神障害者数※ (G)	人
算定障害者数 (H) : $[(D \times 2) + E + F + (G \times 1/2)]$		人
障害者雇用率 $[H/C \times 100]$ (小数点以下第 3 位を四捨五入)		%

法定雇用率を超える場合に加点対象となります。障害者雇用率算定の結果、法定雇用率 (2.50%) と同値の場合には、加点対象外です。

#### 【記載方法】

- ・ (A)、(D)、(E) の常用雇用労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上で、1 年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。
- ・ 身体障害者は、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級の者。このうち (D)、(F) の重度身体障害者は、身体障害者のうち 1 級又は 2 級の者。
- ・ 知的障害者は、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者。このうち (D)、(F) の重度知的障害者は、愛の手帳（療育手帳）で程度が「A」とされている者、「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。
- ・ 精神障害者は、精神保健福祉手帳の交付を受けている者。
- ・ (B)、(F)、(G) の短時間労働者は、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満で、1 年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから 3 年以内の方、又は精神保健福祉手帳取得から 3 年以内の方、かつ、令和 5 年 3 月 31 日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、対象者 1 人につき 1 人分雇用しているものとしてカウントするため、(E) へ記載してください。

#### 【注意事項】

提出書類は返却しません。また、提出書類は本件審査にのみ使用し、その他の目的には使用しません。ただし、必要に応じ提出された書類について、事実確認（雇用を証明する書類の提出等）を求めることがありますので、ご了承ください。

## 【参考】用語の説明等

### 1 常用雇用労働者の範囲

次のように1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1年以上継続して雇用されている者であっても、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含めません。

- (1) 雇用期間の定めのない労働者
- (2) 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められる者
- (3) 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められる者

### 2 障害者である短時間労働者の範囲

身体障害者（重度を含む）、知的障害者（重度を含む）又は精神障害者（※）であって、次の要件に該当する者をいいます。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満。
- (2) 1年以上継続して雇用されること（見込みを含む）。

※ただし、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、または、精神保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、常用雇用労働者に含めます。

### 3 対象となる障害者

- (1) 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とします。「重度身体障害者」とは、このうち1級または2級とされる者です。
- (2) 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。また、「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する者となります。
  - ア 愛の手帳（療育手帳）で程度が「A」とされている者。
  - イ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による、療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者。
  - ウ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。
- (3) 「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者とします。

### 4 雇用障害者数のカウントの方法について

- (1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上の者は1人につき1人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人につき2人分雇用しているとみなします。
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、1人につき0.5人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人につき1人分雇用しているとみなします。

※精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の者、又は精神保健福祉手帳取得から3年以内の者で、かつ、令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人につき1人分雇用しているとみなします。

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

1 団体の状況

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

2 施設の平等・公平な利用の確保

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

3 施設の効用の最大限発揮

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

4 本市の重要施策を踏まえた取組

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

5 管理運営経費

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

6 施設管理

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

7 安全管理

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

8 地域・関係機関との協力

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

9 モニタリング

--

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

その他 ※様式 9～17 に該当しない提案がありましたら記入してください。

単独団体名・共同事業体名\_\_\_\_\_

施設名 横浜市港北スポーツセンター

提案書

収支計画について

※様式 20～21 についてはエクセルデータを使用してください。

単独団体名・共同事業体名  
 施設名 横浜市港北スポーツセンター

### 収支予算書(総括)

#### 1 総括表

##### (1)収入

(千円、税込み)

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計	備考
① 指定管理料						0	
② 利用料金収入(基本開館時間内)						0	
③ 指定管理事業収入	0	0	0	0	0	0	
スポーツ教室等事業収入等						0	
駐車場利用料金収入(基本開館時間内)						0	
印刷代						0	
④ 雑入						0	
⑤ 自主事業による収入	0	0	0	0	0	0	
スポーツ教室等事業(基本開館時間外)						0	
利用料金収入(基本開館時間外)						0	
駐車場利用料金収入(基本開館時間外)						0	
飲食事業						0	
物販事業(自動販売機等)						0	
広告事業収入						0	
その他目的外使用に伴う収入						0	
合計(①~④)	0	0	0	0	0	0	

##### (2)支出

(千円、税込み)

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計	備考
⑥ 人件費	0	0	0	0	0	0	
給与・賃金						0	
社会保険料						0	
通勤手当						0	
健康診断費						0	
勤労者福祉共済掛金						0	
退職給付引当金繰入額						0	
⑦ 事務費	0	0	0	0	0	0	
旅費						0	
消耗品費						0	
会議賄い費						0	
印刷製本費						0	
通信費						0	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	
横浜市への支払い分						0	
その他						0	
備品購入費						0	
図書購入費						0	
保険料(施設賠償責任保険)						0	
職員等研修費						0	
振込手数料						0	
リース料						0	
手数料						0	
地域協力費						0	
補償補填及び賠償金						0	
⑧ 事業費	0	0	0	0	0	0	
指定管理業務費						0	

⑨	管理費	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0
	電気料金						0
	ガス料金						0
	水道料金						0
	清掃費						0
	修繕費						0
	機械警備費						0
	設備保全費	0	0	0	0	0	0
	空調衛生設備保守						0
	消防設備保守						0
	電気設備保守						0
	害虫駆除清掃保守						0
	駐車場設備保全費						0
	その他保全費						0
	共益費						0
⑩	公租公課	0	0	0	0	0	0
	事業所税						0
	消費税						0
	印紙税						0
	その他( )						0
⑪	事務経費	0	0	0	0	0	0
	本部分						0
	当該施設分						0
⑫	その他						0
⑬	自主事業による経費	0	0	0	0	0	0
	スポーツ教室等事業(基本開館時間外)						0
	飲食事業						0
	物販事業						0
	その他						0
合計(⑥~⑫)		0	0	0	0	0	0

自主事業費収入⑤	0	0	0	0	0	0
自主事業費支出⑬	0	0	0	0	0	0
自主事業収支⑤-⑬	0	0	0	0	0	0

(様式21)

単独団体名・共同事業体名  
 施設名 横浜市港北スポーツセンター

## 収支予算書(9年度)

## (1)収入

(円、税込み)

項 目		予算額	積算内訳
①	指定管理料	1	
②	利用料金収入(基本開館時間内)	9	
	第1体育室	1	
	第2体育室	1	
団	第3体育室	1	
体	研修室	1	
	【施設に応じた諸室】弓道等	1	
	体育室	1	
個	トレーニング室	1	
人	【施設に応じた諸室】テニスコート、弓道等	1	
	附帯設備利用料金	1	
③	指定管理事業収入	3	
	スポーツ教室等事業収入等	1	
	駐車場利用料金収入(基本開館時間内)	1	
	印刷代	1	
④	雑入	1	
⑤	自主事業による収入	7	
	スポーツ教室等事業(基本開館時間外)	1	
	利用料金収入(基本開館時間外)	1	
	駐車場利用料金収入(基本開館時間外)	1	
	飲食事業	1	
	物販事業(自動販売機等)	1	
	広告事業収入	1	
	その他目的外使用に伴う収入	1	
合計(①~④)		14	

## (2) 支出

項 目		予算額	積算内訳
⑥	人件費	0	
	給与・賃金		(記入例) ・正規雇用職員報酬 職員A 年俸●●●●●円 職員B 年俸●●●●●円… ・臨時雇用職員給与 職種 人数×年額=●●●●●円
	社会保険料		
	通勤手当		
	健康診断費		
	勤労者福祉共済掛金		
	退職給付引当金繰入額		
⑦	事務費	0	
	旅費		
	消耗品費		
	会議賄い費		
	印刷製本費		
	通信費		
	使用料及び賃借料	0	
	横浜市への支払い分		
	その他		
	備品購入費		
	図書購入費		
	保険料(施設賠償責任保険)		
	職員等研修費		
	振込手数料		
	リース料		
	手数料		
	地域協力費		
	補償補填及び賠償金		
⑧	事業費	0	
	指定管理業務費		

⑨	管理費		0	
	光熱水費		0	
	電気料金			
	ガス料金			
	水道料金			
	清掃費			
	修繕費			
	機械警備費			
	設備保全費		0	
	空調衛生設備保守			
	消防設備保守			
	電気設備保守			
	害虫駆除清掃保守			
	駐車場設備保全費			
	その他保全費			
	共益費			
⑩	公租公課		0	
	事業所税			
	消費税			
	印紙税			
	その他( )			
⑪	事務経費		0	
	本部分			
	当該施設分			
⑫	その他			
⑬	自主事業による経費		0	
	スポーツ教室等事業(基本開館時間外)			
	飲食事業			(注意) 市へ支払う目的外使用料等の使用料を積算内訳に記載すること
	物販事業			(注意) 市へ支払う目的外使用料等の使用料を積算内訳に記載すること
	その他			
合計(⑥~⑫)			0	

自主事業費収入⑤		
自主事業費支出⑬		
自主事業収支⑤-⑬		0

辞退届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市港北区長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

横浜市港北スポーツセンターの指定管理者の選定について、都合により辞退したいのでお届けします。

【担当者連絡先】

(ふりがな) 氏 名	( )		
部署・職名			
電話番号		FAX	
Email			

※ 確認のため、応募書類に記載いただいた連絡先に電話等で連絡させていただくことがあります。